

ID: 2

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	中止命令及び退去命令		
例規名 根拠条項	十和田市庁舎管理規則 第17条		
例規番号	平成17年規則第14号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。 (中止命令及び退去命令)</p> <p>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、その行為を中止させ、又は退去を命ずることがある。</p> <p>(1) 第14条第1項の規定に基づく許可を受けない者又は同条第3項の規定により許可を付された条件に違反する者</p> <p>(2) 第15条各号のいずれかに規定する行為をした者</p> <p>(3) 前条の規定による立入り制限等の措置に従わない者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を来すような行為をする者</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	撤去命令及び搬出命令		
例規名 根拠条項	十和田市庁舎管理規則 第18条第1項		
例規番号	平成17年規則第14号		
【基準】			
<p>第18条の規定による。 (撤去命令及び搬出命令)</p> <p>第18条 市長は、第14条の規定による許可を受けないで、搬入し、掲示し、又は配布したものがあるときは、その所有者又はその行為をした者に対し、その物の撤去又は搬出を命ずることがある。</p> <p>2 市長は、前項の命令に従わないとき、又は所有者若しくはその行為をした者が判明しないときは、これを撤去し、又は搬出する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 8

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市行政財産使用料徴収条例 第1条		
例 規 番 号	平成17年条例第64号		
【基準】			
<p>第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料の額及びその徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、別表のとおりとし、次に定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</p> <p>(2) 延長が1メートルに満たないとき、又は延長に1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。</p> <p>(3) 使用期間が1年に満たないときは、月割りとし、1か月に満たない端数部分については、日割りで計算する。</p> <p>(4) 使用期間が1日に満たない場合は、使用時間が4時間を超えるときは1日、4時間以下のときは半日として計算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、建物及び使用期間が1か月に満たない土地の使用の場合の使用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算出した額が100円に満たない場合の使用料の額は、これらの規定にかかわらず、100円とする。</p>			
備考	行政財産所管各課		
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市行政財産使用料徴収条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第8条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考	行政財産所管各課		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	料金の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市駐車場条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第87号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (駐車料金等) 第5条 駐車場を利用する者は、別表に定める駐車料金(以下「料金」という。)を納付しなければならない。</p>			
備考	関係課(商工観光課)		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市駐車場条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第87号		
【基準】 第15条の規定による。 (罰則) 第15条 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
関係課(商工観光課)			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 33

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市集会施設条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第118号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 前条第1項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 389

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市切田財産区行政財産使用料徴収条例 第1条		
例 規 番 号	平成17年条例第217号		
【基準】			
<p>第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料の額及びその徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、別表のとおりとし、次に定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</p> <p>(2) 延長が1メートルに満たないとき、又は延長に1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。</p> <p>(3) 使用期間が1年に満たないときは、月割とし、1か月に満たない端数部分については、日割で計算する。</p> <p>(4) 使用期間が1日に満たない場合は、使用時間が4時間を超えるときは1日、4時間以下のときは半日として計算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用期間が1か月に満たない土地の使用の場合の使用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算出した額が100円に満たない場合の使用料の額は、これらの規定にかかわらず、100円とする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 392

担当部署: 総務部 管財課

<p>処分の概要</p>	<p>過料</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>十和田市切田財産区行政財産使用料徴収条例 第7条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成17年条例第217号</p>		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (罰則) 第7条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 393

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市深持財産区行政財産使用料徴収条例 第1条		
例 規 番 号	平成17年条例第224号		
【基準】			
<p>第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料の額及びその徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、別表のとおりとし、次に定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</p> <p>(2) 延長が1メートルに満たないとき、又は延長に1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。</p> <p>(3) 使用期間が1年に満たないときは、月割とし、1か月に満たない端数部分については、日割で計算する。</p> <p>(4) 使用期間が1日に満たない場合は、使用時間が4時間を超えるときは1日、4時間以下のときは半日として計算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用期間が1か月に満たない土地の使用の場合の使用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算出した額が100円に満たない場合の使用料の額は、これらの規定にかかわらず、100円とする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 396

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市深持財産区行政財産使用料徴収条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第224号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (罰則)</p> <p>第7条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 397

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市奥瀬財産区行政財産使用料徴収条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第238号		
【基準】			
<p>第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料の額及びその徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、別表のとおりとし、次に定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</p> <p>(2) 延長が1メートルに満たないとき、又は延長に1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。</p> <p>(3) 使用期間が1年に満たないときは、月割とし、1か月に満たない端数部分については、日割で計算する。</p> <p>(4) 使用期間が1日に満たない場合は、使用時間が4時間を超えるときは1日、4時間以下のときは半日として計算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用期間が1か月に満たない土地の使用の場合の使用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算出した額が100円に満たない場合の使用料の額は、これらの規定にかかわらず、100円とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 400

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市奥瀬財産区行政財産使用料徴収条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第238号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第7条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 401

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市法量財産区行政財産使用料徴収条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第246号		
【基準】			
<p>第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料の額及びその徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、別表のとおりとし、次に定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</p> <p>(2) 延長が1メートルに満たないとき、又は延長に1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。</p> <p>(3) 使用期間が1年に満たないときは、月割とし、1か月に満たない端数部分については、日割で計算する。</p> <p>(4) 使用期間が1日に満たない場合は、使用時間が4時間を超えるときは1日、4時間以下のときは半日として計算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用期間が1か月に満たない土地の使用の場合の使用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算出した額が100円に満たない場合の使用料の額は、これらの規定にかかわらず、100円とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 404

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市法量財産区行政財産使用料徴収条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第246号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (罰則) 第7条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 405

担当部署: 総務部 管財課

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>十和田市沢田財産区行政財産使用料徴収条例 第1条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成17年条例第252号</p>		
<p>【基準】</p> <p>第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料の額及びその徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、別表のとおりとし、次に定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</p> <p>(2) 延長が1メートルに満たないとき、又は延長に1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。</p> <p>(3) 使用期間が1年に満たないときは、月割とし、1か月に満たない端数部分については、日割で計算する。</p> <p>(4) 使用期間が1日に満たない場合は、使用時間が4時間を超えるときは1日、4時間以下のときは半日として計算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用期間が1か月に満たない土地の使用の場合の使用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算出した額が100円に満たない場合の使用料の額は、これらの規定にかかわらず、100円とする。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 408

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市沢田財産区行政財産使用料徴収条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第252号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第7条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日